

芦屋市第7期障がい福祉計画

芦屋市第3期障がい児福祉計画

(素案)

令和 年 月

芦屋市

【目次】

第1章 計画の背景.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の策定体制.....	5
4 計画の期間.....	7
第2章 芦屋市の現状.....	8
1 芦屋市の人口の状況.....	8
2 障がい者手帳所持者数の推移.....	9
3 障がいのある児童の就学状況《未修正》.....	17
4 障がいのある人の求職状況《未修正》.....	19
第3章 障がい福祉サービス等の現状.....	20
1 障がい福祉サービス.....	20
2 障がい児支援.....	23
3 地域生活支援事業.....	24
4 アンケート調査の結果.....	30
5 インタビュー調査の結果.....	42

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心の※バリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

なお、芦屋市では、今回の計画から「芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画」と表記します。

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

芦屋市障がい福祉計画は「*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国の*基本指針に即して障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。

また、芦屋市障がい児福祉計画は、平成28年の障害者総合支援法及び*児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障がい児福祉計画」という。）を定めるものとされ、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、本市では、「芦屋市障がい福祉計画」と「芦屋市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

*地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る令和8年度（2026年度）末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び障害児通所支援等を計画的に推進するため「芦屋市第7期障がい福祉計画」及び「芦屋市第3期障がい児福祉計画」（以下「芦屋市第7期障がい福祉計画等」という。）を策定します。

なお、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の実現に向けて、地方自治体には、「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進していきます。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

児童福祉法の基本理念：

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、愛護すること。

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画の基本理念：

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～お互いを思いやり 支え合うまちをめざして～

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人等の福祉全般に関わる計画として、*障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障がい者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

(参考)

- 障害者基本法第 11 条第 3 項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

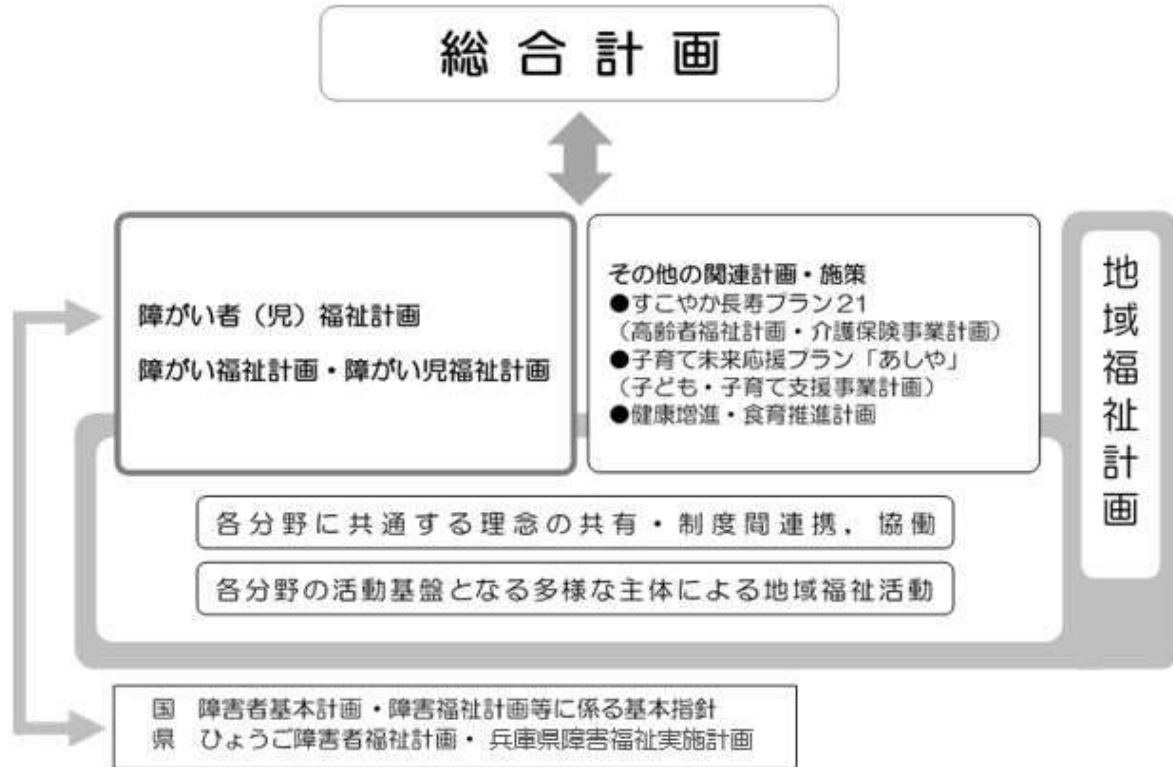
「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 第 7 期障害福祉計画等に係る国の基本指針（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが求められています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

【計画の位置づけ】



3 計画の策定体制

(1) 学識経験者、市民等による策定体制

計画の策定に当たり、学識経験者、保健・医療関係者、障がい者団体、社会福祉団体等のほか、公募の市民の参画を得て「芦屋市障害福祉計画策定委員会」を組織し、芦屋市第7期障がい福祉計画等の内容の検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。

(3) アンケート調査、インタビュー調査の実施

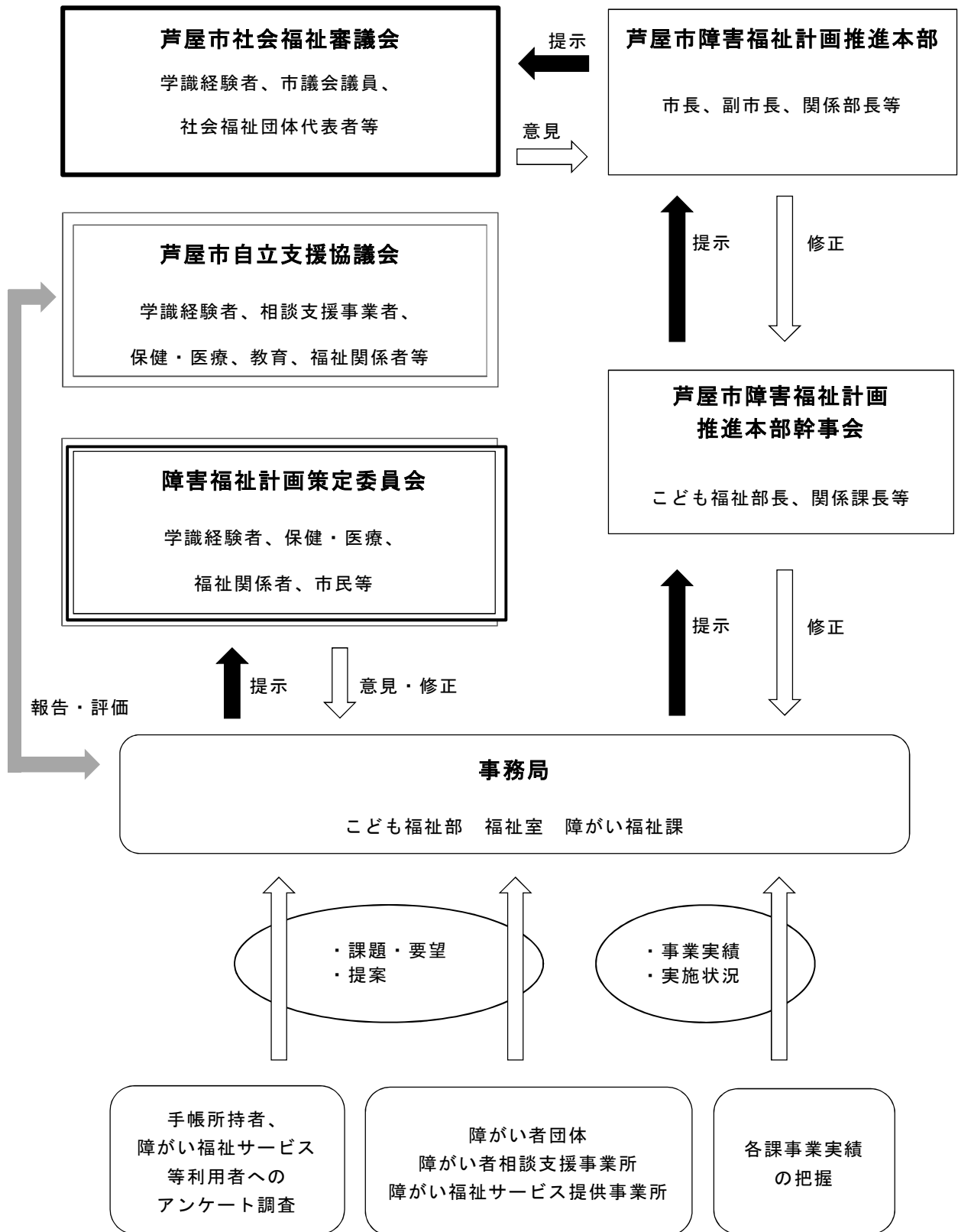
計画の策定に当たり、その基礎資料とするため、障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス等利用者、障がい者団体などを対象にアンケート調査を実施しました。

また、障がい者団体へインタビュー調査を実施し、現状や課題の把握を行いました。

(4) 事業実績、実施状況の把握と検証

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の事業実績、実施状況を把握し、計画の評価機関である自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
芦屋市第6期障がい福祉計画			芦屋市第7期障がい福祉計画		
芦屋市第2期障がい児福祉計画			芦屋市第3期障がい児福祉計画		

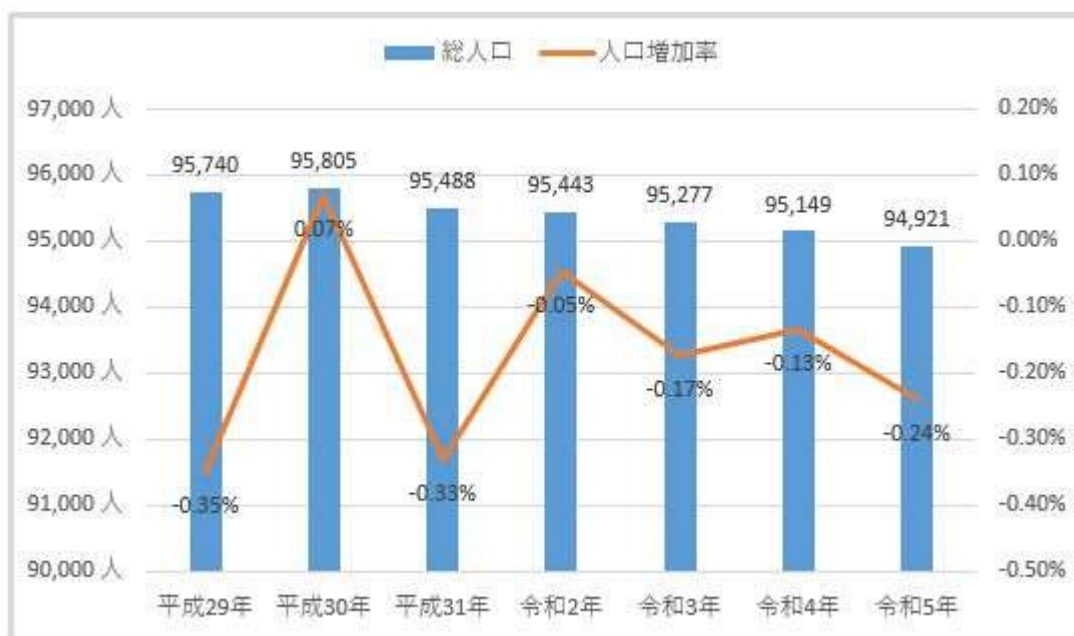
第2章 芦屋市の現状

1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は平成28年以降減少傾向で推移しており、令和5年は94,921人となっています。

年齢区分別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は令和5年で29.9%となっています。一方、「18歳未満」人口の比率は減少傾向で推移しています。

【総人口の推移】



【年齢階層別総人口（18歳未満人口・18～64歳人口・65歳以上人口）】

(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総人口	95,740	95,805	95,488	95,443	95,277	95,149	94,921
0～17歳	15,106	14,951	14,746	14,613	14,380	14,234	14,042
18～64歳	53,855	53,639	53,206	52,960	52,873	52,688	52,528
65歳以上	26,779	27,215	27,536	27,870	28,024	28,227	28,351
比率							
0～17歳	15.8%	15.6%	15.4%	15.3%	15.1%	15.0%	14.8%
18～64歳	56.3%	56.0%	55.7%	55.5%	55.5%	55.4%	55.3%
65歳以上	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%	29.4%	29.7%	29.9%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口 各年3月末日現在

* 割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

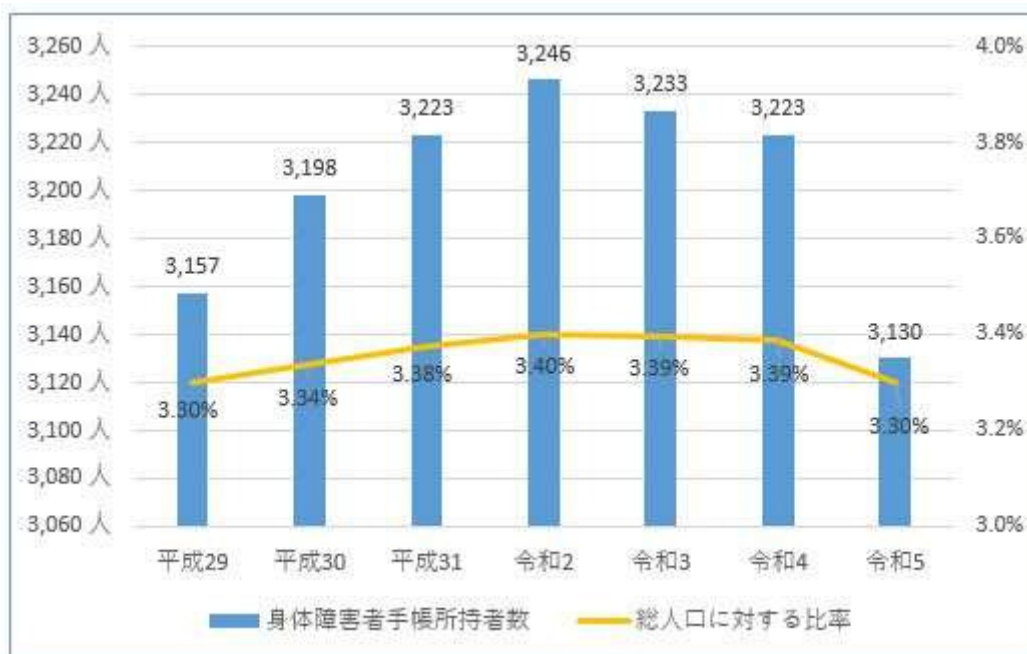
2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和5年度は3,130人となっており、総人口に対する手帳所持者数の比率は3.30%前後で推移しています。

年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数は横ばい傾向にありますが、平成30年度に微増し、令和5年度は52人となっています。一方、「18歳以上」については令和2年度以降微減し、令和5年度は3,078人となっており、手帳所持者総数も令和3年度以降は減少しています。

【身体障害者手帳所持者数】



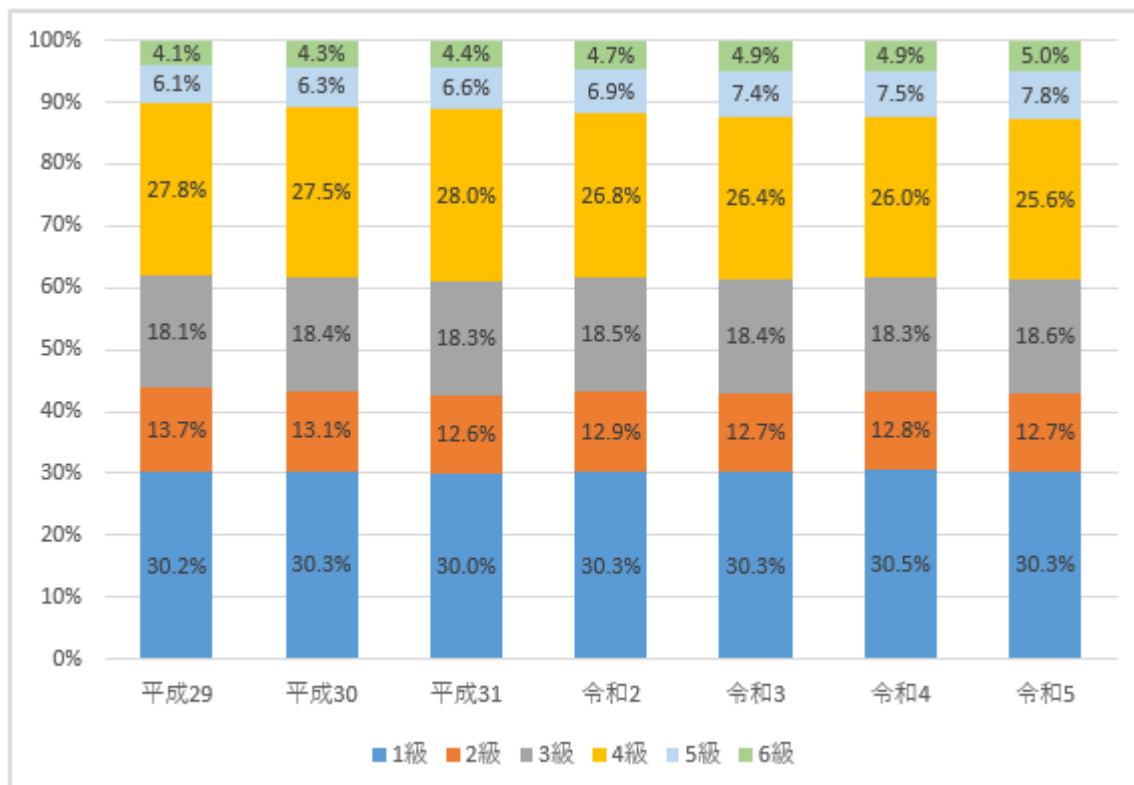
(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	3,157	3,198	3,223	3,246	3,233	3,223	3,130
18歳未満	47	56	54	52	51	52	52
18歳以上	3,110	3,142	3,169	3,194	3,182	3,171	3,078

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在
 * 割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、『重度』（「1級」と「2級」の合計）と『中度』（「3級」と「4級」の合計）の構成比がやや低下しており、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）の構成比がやや上昇しています。令和5年度については、『重度』が43.0%、『中度』が44.2%、『軽度』が12.8%となっています。

【等級別構成比】



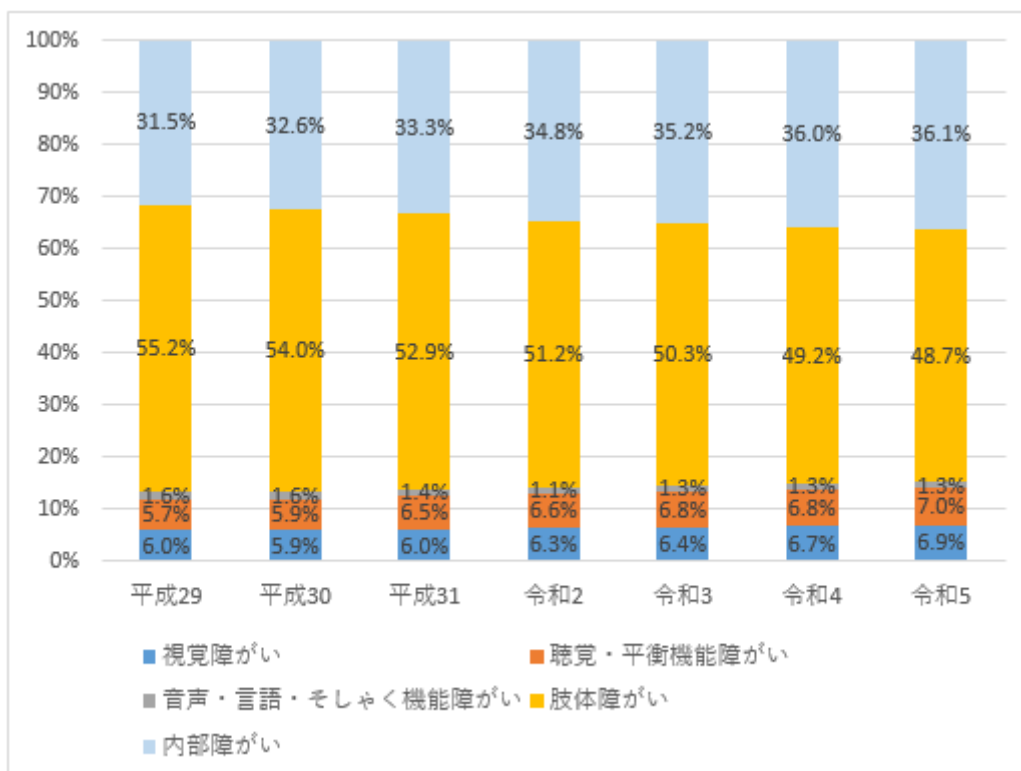
(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	3,157	3,198	3,223	3,246	3,233	3,223	3,130
1級	952	969	968	983	979	984	950
2級	434	419	407	418	409	412	396
3級	572	589	591	599	594	589	581
4級	877	881	901	869	855	837	802
5級	194	202	214	224	239	243	245
6級	128	138	142	153	157	158	156

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在
 * 割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

障がいの種類別構成比の推移をみると、「肢体障がい」が減少する一方、「内部障がい」は増加傾向にあり、令和5年度は、「肢体障がい」が全体の約5割、「内部障がい」が3割強、それ以外が合わせて1割強となっています。「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」の方が増加傾向となっています。

【障がいの種類別構成比】



(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	3,157	3,198	3,223	3,246	3,233	3,223	3,130
視覚障がい	189	188	193	204	208	216	216
聴覚・平衡機能障がい	180	189	208	214	220	220	219
音声・言語・そしゃく機能障がい	49	52	45	37	41	41	40
肢体障がい	1,743	1,728	1,704	1,662	1,625	1,587	1,525
内部障がい	996	1,041	1,073	1,129	1,139	1,159	1,130

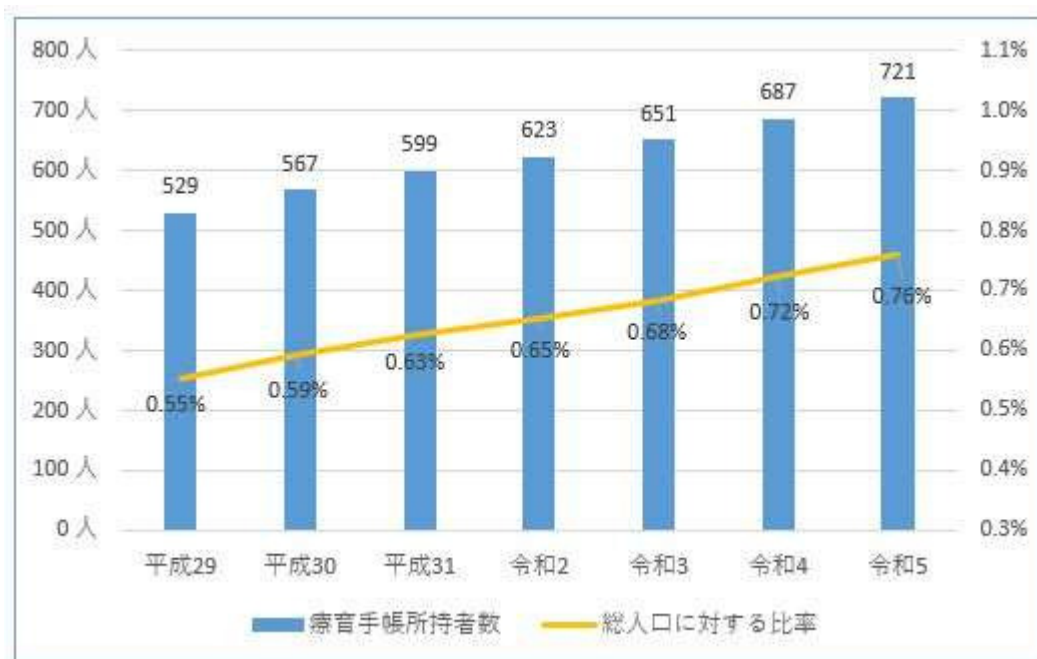
資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

* 割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和5年度で 721 人となっています。「18 歳未満」「18 歳以上」とも増加傾向で推移しています。また、総人口に対する比率も年々上昇しており、令和5年度は 0.76%となっています。

【療育手帳所持者数】



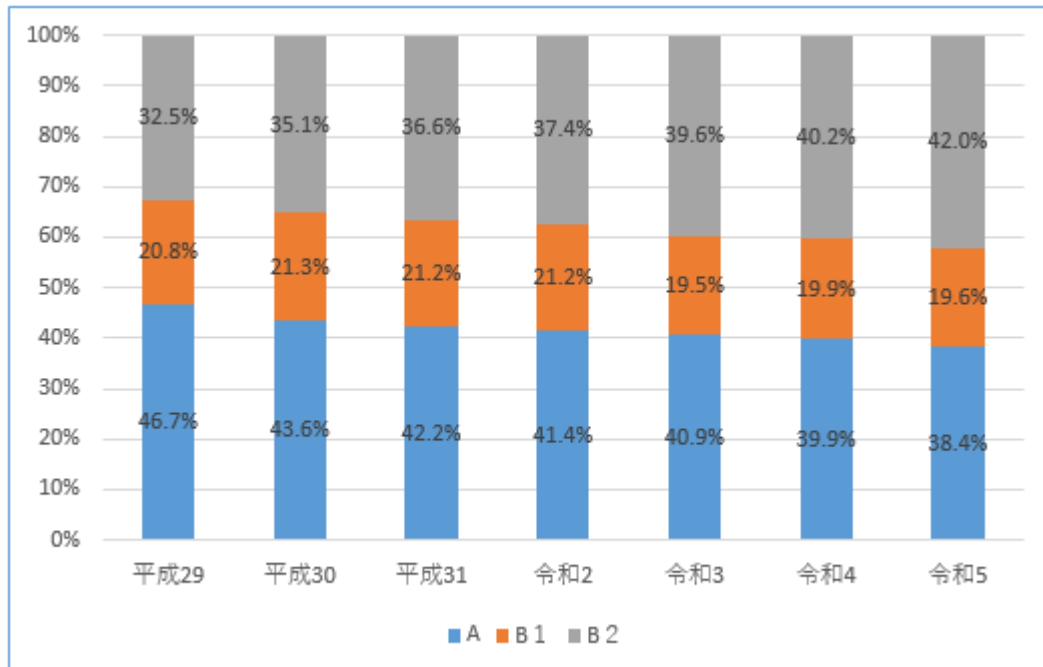
(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	529	567	599	623	651	687	721
18歳未満	179	196	211	216	226	242	266
18歳以上	350	371	388	407	425	445	455

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が減少し、「B2（軽度）」の割合が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	529	567	599	623	651	687	721
A	247	247	253	258	266	274	277
B1	110	121	127	132	127	137	141
B2	172	199	219	233	258	276	303

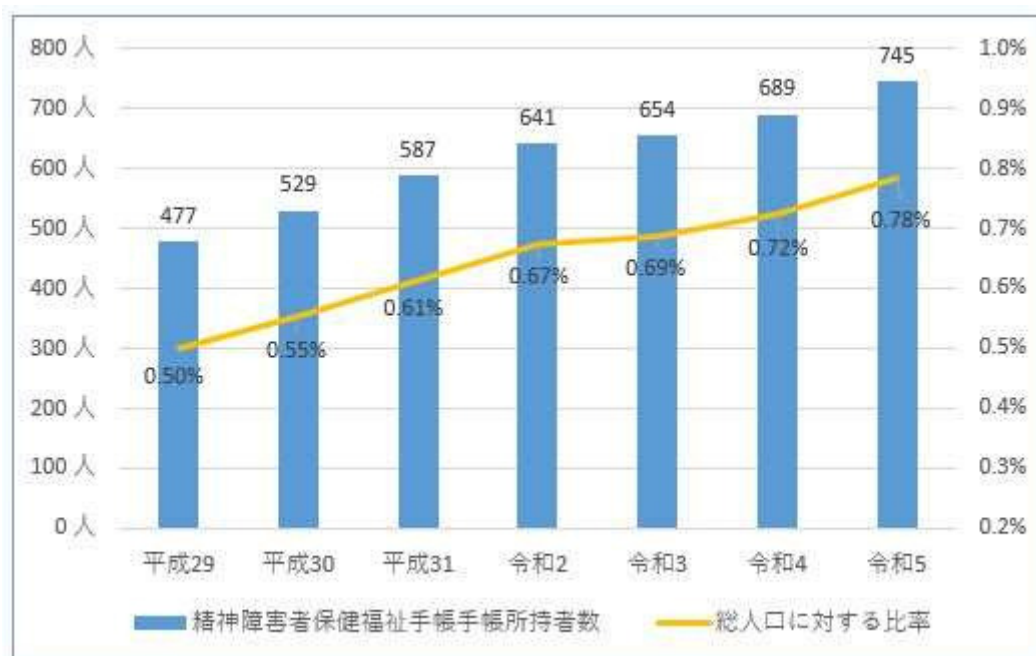
資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和5年度では745人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も上昇傾向にあり、令和5年度で0.78%となっています。

なお、精神障がい者の数について、自立支援医療(精神通院)の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、令和3年度に大きく増加し、令和5年度は1,497人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】



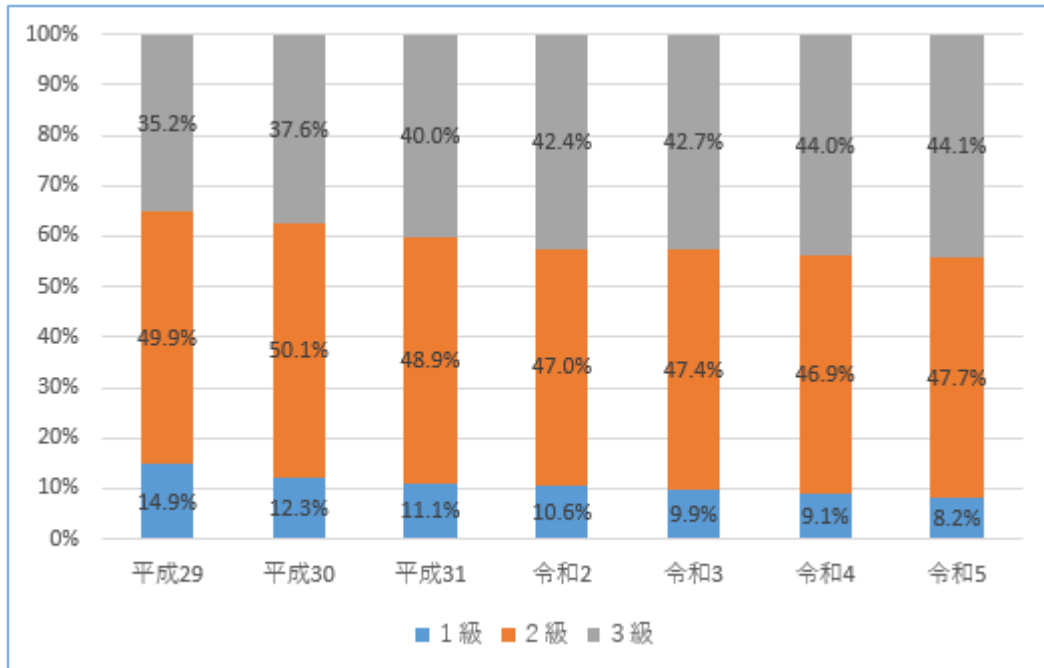
(人)

	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
精神障害者保健福祉手帳	477	529	587	641	654	689	745
自立支援医療(精神通院)	1,085	1,159	1,246	1,308	1,512	1,446	1,497

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「1級（重度）」、「2級（中度）」の割合は減少傾向で推移しています。「3級（軽度）」の割合は年々増加しています。

【等級別構成比】



(人)

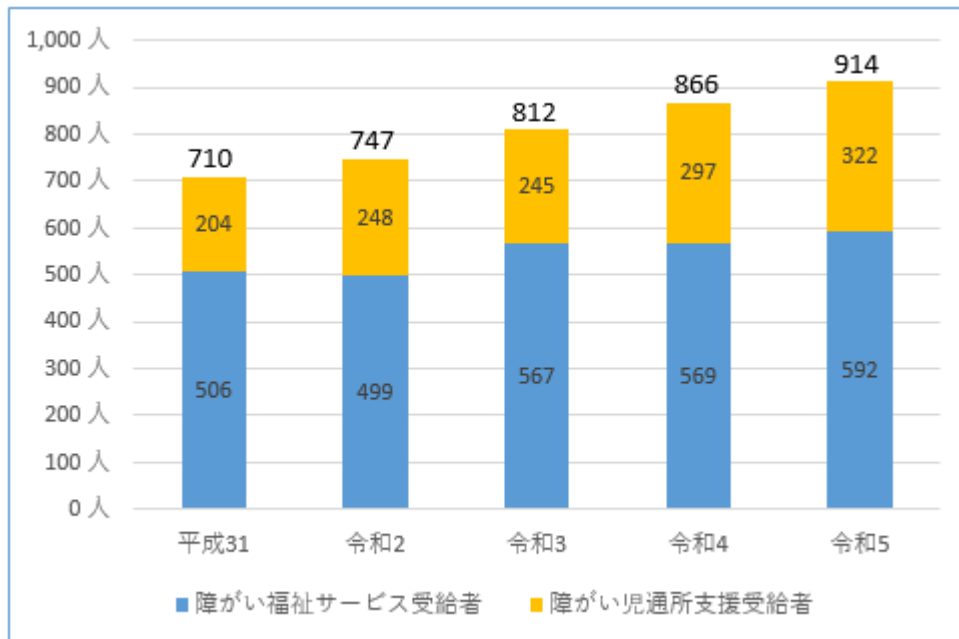
	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
総数	477	529	587	641	654	689	745
1級	71	65	65	68	65	63	61
2級	238	265	287	301	310	323	355
3級	168	199	235	272	279	303	329

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

(4) 障がい福祉サービス利用決定者数の推移

障がい福祉サービス利用決定者数の推移を見ると、増加傾向にあります。児童・成人を合わせたサービス受給者数は令和元年度から令和5年度の間で約 1.29 倍となっており、特に障がい児通所支援受給者数が大幅に増加しています。

【障がい福祉サービス利用決定者数】



3 障がいのある児童の就学状況《未修正》

(1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

※特別支援学級・通級指導教室への就学状況をみると、特別支援学級については令和2年5月時点において小学校で70人、中学校で31人となっており、小学校では一貫して児童数が増加傾向にあります。一方、通級指導教室については、小学校ではやや増減がみられ、令和2年5月時点では小学校で23人、中学校で4人が対象となっています。

【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

小学校における推移 (学級, 人)

		学級数			児童数		
		平成30	令和元	令和2	平成30	令和元	令和2
特別支援学級	知的障がい	8	8	8	25	21	25
	自閉・情緒障がい	8	8	8	24	28	29
	肢体不自由	4	5	6	8	10	10
	弱視	1	1	2	1	1	2
	難聴	1	1	1	1	3	2
	病弱	1	1	1	2	2	2
	合計	23	24	26	61	65	70
通級指導教室	学習障がい・ 注意欠陥多動性障がい等	2	2	2	27	29	23

中学校における推移 (学級, 人)

		学級数			生徒数		
		平成30	令和元	令和2	平成30	令和元	令和2
特別支援学級	知的障がい	4	5	4	17	21	15
	自閉・情緒障がい	3	3	3	7	11	14
	肢体不自由	1	1	1	1	1	2
	弱視	0	0	0	0	0	0
	難聴	0	0	0	0	0	0
	病弱	0	0	0	0	0	0
	合計	8	9	8	25	33	31
通級指導教室	学習障がい・ 注意欠陥多動性障がい等	1	1	1	4	5	4

資料：教育委員会 各年5月1日現在

(2) 特別支援学校への就学状況《未修正》

特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、令和2年にかけて増加がみられ、22人となっています。「聴覚」については、保・幼稚部で1人となっており、「視覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

(人)

		視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由	合計
保・幼稚部	平成30年	0	1	/	0	1
	令和元年	0	1		0	1
	令和2年	0	1		0	1
小学部	平成30年	0	0	0	0	0
	令和元年	0	0	1	0	1
	令和2年	0	0	1	0	1
中学部	平成30年	0	0	1	0	1
	令和元年	0	0	1	0	1
	令和2年	0	0	5	0	5
高等部	平成30年	0	0	10	0	10
	令和元年	0	0	9	0	9
	令和2年	0	0	16	0	16
合計	平成30年	0	1	11	0	12
	令和元年	0	1	11	0	12
	令和2年	0	1	22	0	23

資料：教育委員会 各年5月1日現在

(3) 医療的ケアの必要な児童の状況

令和5年6月時点の医療的ケアの必要な児童（0～18歳）は、導尿6人、胃ろう3人、呼吸器・酸素2人となっています。年齢や必要とされる医療的ケアの種類は、ばらつきが見られます。

【医療的ケアの必要な児童の状況】

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
導尿	3	2	1	0	6
胃ろう	0	2	1	0	3
呼吸器・酸素	1	1	0	0	2
その他	1	0	0	0	1
合計	5	5	2	0	12

資料：障がい福祉課 令和5年6月1日現在

4 障がいのある人の求職状況 《未修正》

令和5年10月時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況を見ると、「身体障がいのある人」が 73 人、「知的障がいのある人」が 75 人、「精神障がいのある人」が 89 人、「発達障がいのある人」が 19 人、「難病のある人」が 6 人となっています。そのうち「就業者」の状況を見ると、「身体障がいのある人」が 73 人で 46.5%、「知的障がいのある人」が 75 人で 60.0%、「精神障がいのある人」が 89 人で 41.4%となっており、登録者に占める就業者の割合については、「知的障がいのある人」は 60.0%を超えています。

一方、「精神障がいのある人」については、「精神障がいのある人」が 89 人で 41.4%となっており、ほかの障がいと比べやや高い割合となっています。

「発達障がいのある人」「難病のある人」については、登録者数としてはまだ少ないものの、増加傾向にあり、今後も増えていくことが見込まれます。

【市内在住者の登録状況】

	就業者		求職中		保留中		登録者 人
	人	%	人	%	人	%	
身体障がいのある人	73	46.5%	71	45.2%	13	8.3%	157
知的障がいのある人	75	60.0%	40	32.0%	10	8.0%	125
精神障がいのある人	89	41.4%	107	49.8%	19	8.8%	215
発達障がいのある人	19	44.2%	19	44.2%	5	11.6%	43
難病のある人	6	46.2%	7	53.8%	0	0.0%	13
合計	262	47.4%	244	44.1%	47	8.5%	553

資料：西宮公共職業安定所 令和2年10月現在

*登録者のうち、「就業者」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない人をそれぞれ表しています

第3章 障がい福祉サービス等の現状

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護を含む訪問系サービスについて、時間数、利用者数ともに計画値を上回っています。なかでも同行援護の利用時間数が令和2年度と比較して大きく伸びていることから、視覚障がいのある人の社会参加の機会がさらに増加していると考えられます。また、重度訪問介護については、重度の障がいのある人が地域で生活するためには、長時間のサービスが必要であるため、数値としては高くなっています。

【訪問系サービスの実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス	実利用者数(人/月)	150	152	155	154	173	155		157
	総利用時間数(時間/月)	4,639	4,215	5,480	4,270	5,320	4,298		4,454
居宅介護	実利用者数(人/月)	122	122	127	123	140	124		125
	総利用時間数(時間/月)	2,173	1,890	2,129	1,920	2,316	1,930		1,954
重度訪問介護	実利用者数(人/月)	8	8	8	8	8	8		9
	総利用時間数(時間/月)	2,033	1,855	2,775	1,860	2,370	1,870		1,980
同行援護	実利用者数(人/月)	20	21	20	22	24	22		22
	総利用時間数(時間/月)	433	450	576	470	632	478		500
行動援護	実利用者数(人/月)	0	1	0	1	1	1		1
	総利用時間数(時間/月)	0	20	0	20	2	20		20
重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0		0
	総利用時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0		0

* 数値は年間利用量の月平均値

* 「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「時間/月」は1月当たりの総利用時間数を表します

(2) 日中活動系サービス及び訓練・就労系サービス

日中活動系サービスの生活介護、短期入所は、利用者数、利用日数ともに計画値を下回っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用控えが影響していると考えています。

訓練・就労系サービスでは、就労移行支援、就労継続支援B型が、計画値を大幅に上回る利用となっています。就労系サービスは、新型コロナウイルス感染症拡大時に、在宅支援が認められたこともあり、利用者数、利用日数ともに増加していると考えています。また、自立訓練（生活訓練）については、概ね計画値どおりの利用となっています。

【日中活動系サービス及び訓練・就労系サービスの実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
日中活動系サービス									
短期入所	実利用者数（人/月）	32	36	37	42	36	44		46
	延利用者数（人日/月）	207	225	229	294	237	308		322
生活介護	実利用者数（人/月）	151	154	149	155	148	156		157
	延利用者数（人日/月）	3,048	3,150	2,986	3,169	2,897	3,190		3,210
療養介護	実利用者数（人/月）	8	8	9	8	11	8		9
訓練・就労系サービス									
自立訓練（機能訓練）	実利用者数（人/月）	2	1	3	1	2	2		2
	延利用者数（人日/月）	33	25	46	25	23	25		25
自立訓練（生活訓練）	実利用者数（人/月）	13	15	16	16	16	16		17
	延利用者数（人日/月）	225	250	263	266	274	275		283
自立生活援助	実利用者数（人/月）	2	1	2	1	0	2		2
就労移行支援	実利用者数（人/月）	22	21	29	22	29	23		24
	延利用者数（人日/月）	345	368	462	385	495	402		420
就労継続支援A型	実利用者数（人/月）	51	52	55	53	53	54		56
	延利用者数（人日/月）	960	1,017	1,030	1,036	1,000	1,055		1,095
就労継続支援B型	実利用者数（人/月）	106	105	118	107	130	109		112
	延利用者数（人日/月）	1,799	1,834	2,020	1,868	2,137	1,903		1,956
就労定着支援	実利用者数（人/月）	8	6	11	10	12	14		18

* 数値は年間利用量の月平均値

* 「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

(3) 居住系サービス及び相談支援

共同生活援助（グループホーム）については、利用者数は伸びており、計画値を達成しています。

計画相談支援については、障がい福祉サービス等を利用しているすべての方に導入済ですが、障がい福祉サービスの利用者は年々増加していますので、提供体制の整備が必要です。

地域移行支援については、芦屋健康福祉事務所、*障がい者基幹相談支援センターとともに*精神障がい者地域移行推進連絡会議を立ち上げており、精神科病院への訪問・面談等の取組を協議しています。

【居住系サービス及び指定相談支援の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
居住系サービス									
共同生活援助	実利用者数（人/月）	60	56	60	58	64	59		61
施設入所支援	実利用者数（人/月）	62	62	58	61	54	61		60
相談支援サービス									
計画相談支援	実利用者数（人/月）	143	142	154	144	160	146		148
地域移行支援	実利用者数（人/年）	3	3	4	3	2	3		4
地域定着支援	実利用者数（人/年）	1	1	0	1	1	1		2

* 数値は年間利用量の月平均値

* 地域移行支援・地域定着支援は年間の総利用者数

2 障がい児支援

障がい児相談支援については、ほぼ計画値通りとなっており、年々利用者数は増えています。児童発達支援・放課後等デイサービスは利用実績が多く、計画値を大きく上回っており、今後も伸びていくことが予想されます。保育所等訪問支援は、概ね計画値どおりとなっています。

【障がい児支援の実績値・計画値の比較】

障がい児支援サービス		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
障害児相談支援	実利用者数（人/月）	72	76	73	81	87	86		90
児童発達支援	実利用者数（人/月）	61	64	72	66	85	68		69
	延利用者数（人日/月）	510	521	614	547	699	567		573
医療型児童発達支援	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	1		2
	延利用者数（人日/月）	0	0	0	0	0	2		4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	1		2
	延利用者数（人日/月）	0	0	0	0	0	2		4
放課後等デイサービス	実利用者数（人/月）	126	127	140	131	172	133		136
	延利用者数（人日/月）	1,278	1,261	1,310	1,307	1,618	1,333		1,355
保育所等訪問支援	実利用者数（人/月）	29	33	37	41	46	45		49
	延利用者数（人日/月）	33	39	40	48	48	53		58

* 数値は年間利用量の月平均値

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域の方などに対して障がいのある人等に対する理解を促進するため、「広報あしや」における障がい特集記事の掲載、障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい団体等の紹介の実施、障がい福祉に関するイベント「まるっと説明会」の実施など、研修・啓発事業を実施しています。

【理解促進研修・啓発事業の実績値・計画値の比較】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施		実施

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域の方などが地域において自発的に行うボランティア活動等を支援しています。

【自発的活動支援事業の実績値・計画値の比較】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施		実施

③ 相談支援事業

障がい者基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援体制の強化に向け、人材育成、事業所への研修等を行っています。また、基幹相談支援センター等機能強化事業において、阪神南*障害者就業・生活支援センター内に本市担当の就労支援員を常勤で配置し、就労促進を図っています。

【相談支援事業の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業	障がい者相談支援事業（箇所）	3	3	3	3	3	3		3
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置		設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	1	1	1	1	1	1		1
	住宅入居等支援事業	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施		実施

* 住宅入居等支援事業は未実施となっていますが、日頃の相談支援の中で住宅入居に関する相談に対応しています

④ 成年後見制度利用支援事業

サービス利用者の養護者の高齢化、親族がいない等により本人による成年後見制度の申立てが困難な障がいのある人の増加に伴い、*成年後見制度の利用件数は計画値を上回っています。相談支援専門員等の専門職を通じ、成年後見制度の利用を必要とする対象者の把握に努めることで、今後も利用者が増えることが考えられます。

【成年後見制度利用支援事業の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	利用者数（件/年）	4	3	7	4	14	4		5

⑤ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚障がいのある人が医療機関を利用する際や学校での福祉学習、市が主催するイベントなど必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、イベントや会議等が開催されていないことを受け減少しています。手話通訳設置事業については、障がい福祉課に手話通訳者を1名設置しています。

【意思疎通支援事業の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数（件/年）	150	220	129	230	144	240		250
	手話通訳設置事業（人/年）	1	1	1	1	1	1		1

⑥ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、年度によって給付状況に変動がありますが、概ね計画通りとなっています。今後も一定の利用量が見込まれると考えています。

【日常生活用具給付等事業の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
日常生活用具給付等事業	利用件数（件/年）	1,396	1,321	1,415	1,331	1,322	1,345	0	1,362
	介護訓練支援用具 利用件数（件/年）	2	2	1	3	2	4		5
	自立生活支援用具 利用件数（件/年）	12	13	6	14	10	15		15
	在宅療養等支援用具 利用件数（件/年）	25	18	14	20	12	22		24
	情報・意思疎通支援用具 利用件数（件/年）	11	12	17	13	14	15		16
	排泄管理支援用具 利用件数（件/年）	1,346	1,273	1,375	1,278	1,284	1,285		1,298
	住宅改修費 利用件数（件/年）	0	3	2	3	0	4		4

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業については、基礎編と入門編を隔年で行い、両方の受講を終えた方が登録できます。芦屋市では隔年で 20 人の登録を目指していましたが、令和3年度は計画値を下回っています。

※令和4年度は基礎編に16人の方が参加しています。

【手話奉仕員養成研修事業の実績値・計画値の比較】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
手話奉仕員養成研修事業 修了者数(人/年)			10	20				20

⑧ 移動支援事業

移動支援事業については、年々利用時間数が増加していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い外出機会が減少したことで利用者数・利用時間数ともに令和3年度、令和4年度は計画値を下回っています。

【移動支援事業の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
移動支援 支援事業	利用者数(人/年)	156	140	160	168	163	170		173
	延べ利用時間数(時間/年)	37,323.5	42,000	36,950	44,500	38,653.5	44,600		44,700

⑨ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは就労以外の居場所として、需要がありますが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用者数が減少しています。

【地域活動支援センターの実績値・計画値の比較】

			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
地域活動 支援センター	自市町村分	(箇所)	3	3	3	3	3	3		3
		利用者数(人/年)	60	70	60	71	62	71		72
	他市町村分	(箇所)	4	4	3	4	4	5		6
		利用者数(人/年)	5	6	12	7	8	8		9

(2) 任意事業

更生訓練給付事業については、新型コロナウイルス感染症拡大時に、在宅支援が認められたこともあり、計画値を超える利用となっています。

日中一時支援事業については、障がいのある人を支援している家族の一時的な休息を目的に実施されており、令和4年度の利用回数は大きく増加しています。

生活訓練事業については、年々利用者数が増えています。

【任意事業の実績値・計画値の比較】

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問入浴サービス事業	(回/年)	102	170	91	185	152	190		195
更生訓練給付事業	(人/年)	38	34	54	36	50	39		42
スポーツ・レクリエーション活動支援事業	(回/年)	1	0	1	1	1	1		2
文化芸術活動振興事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施		実施
点字・声の広報等発行事業	(人/年)	26	32	21	32	22	33		33
自動車運転免許取得費助成事業	(人/年)	1	2	3	2	2	2		2
自動車改造費助成事業	(人/年)	0	2	0	2	0	2		2
日中一時支援事業	(人/年)	37	50	48	52	40	53		54
	(回/年)	1,696	1,800	1,811	1,920	2,478	1,955		1,990
生活訓練等事業	(人/年)	187	200	199	205	222	208		210
	(回/年)	1,095	1,450	1,419	1,470	1,408	1,480		1,490

4 アンケート調査の結果

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市第7期障がい福祉計画等の策定にあたり、障がい福祉サービスの利用実態や意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
250	124 ※成人 105 児童 19	49.6%

- * 芦屋市在住で、障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者もしくは障がい福祉サービス等利用者に配布
- * 令和5年7月に障がい福祉課より障がい福祉サービス等事業所にアンケート調査票の入った封筒を送付し、利用者の方に配布。
- * 令和5年7月～8月にアンケート依頼文に記載されているQRコードを読み取り、WEB上のフォームにて回答する方法で実施（WEBでの回答が難しい方のために、紙でのアンケート調査票も同封し郵送により回収）。

■ 注意点

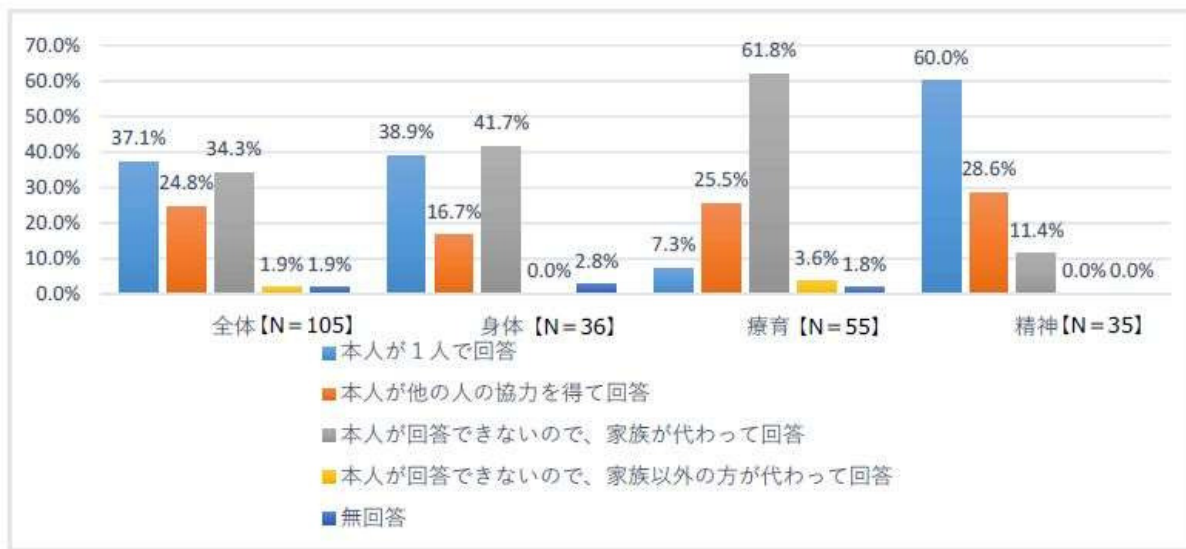
- ◆回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ◆複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者の方は「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は「精神」と表記しています。なお、重複して手帳を所持されている方がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。

【18歳以上（まとめ）】

■ 回答者の属性（回答者）

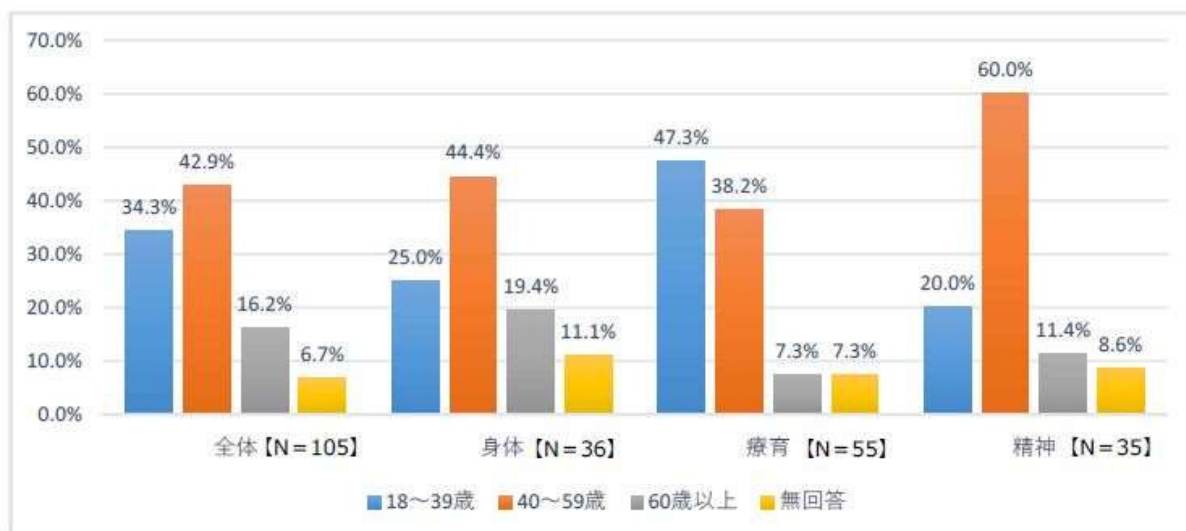
回答者については、「本人が1人で回答」が37.1%で1番多く、続いて「本人が回答できないので、家族が代わって回答」が34.3%となっています。

療育手帳所持者は、「本人が回答できないので、家族が代わって回答」している割合が61.8%と高くなっています。



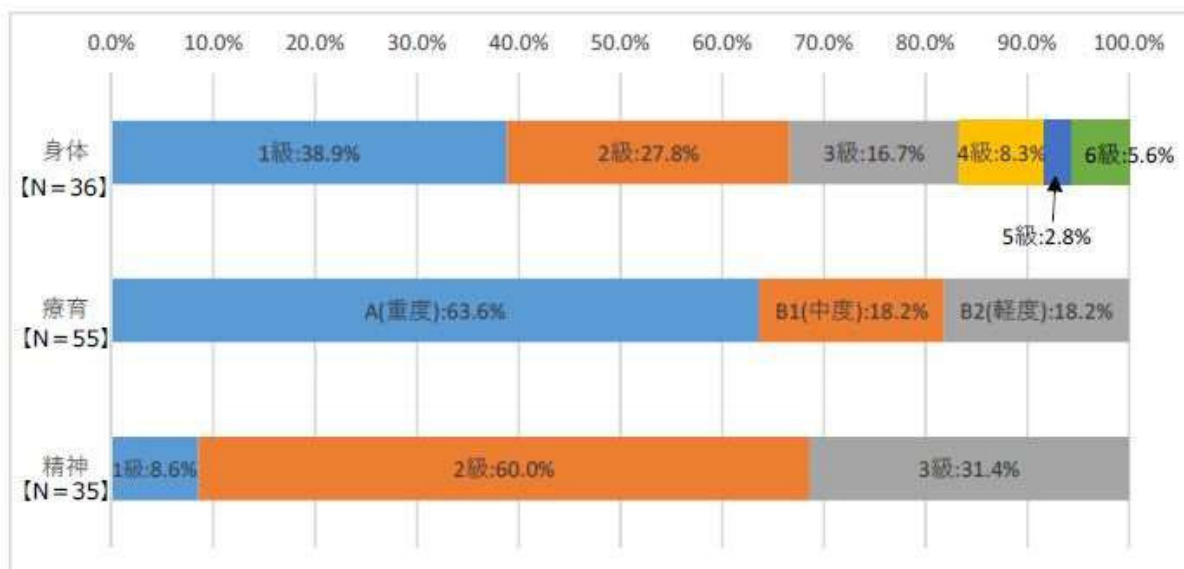
■ 回答者の属性（年齢）

年齢については、「18～39歳」が34.3%、「40～59歳」が42.9%、「60歳以上」が16.2%となっています。アンケートは幅広い年代から回答していただいています。



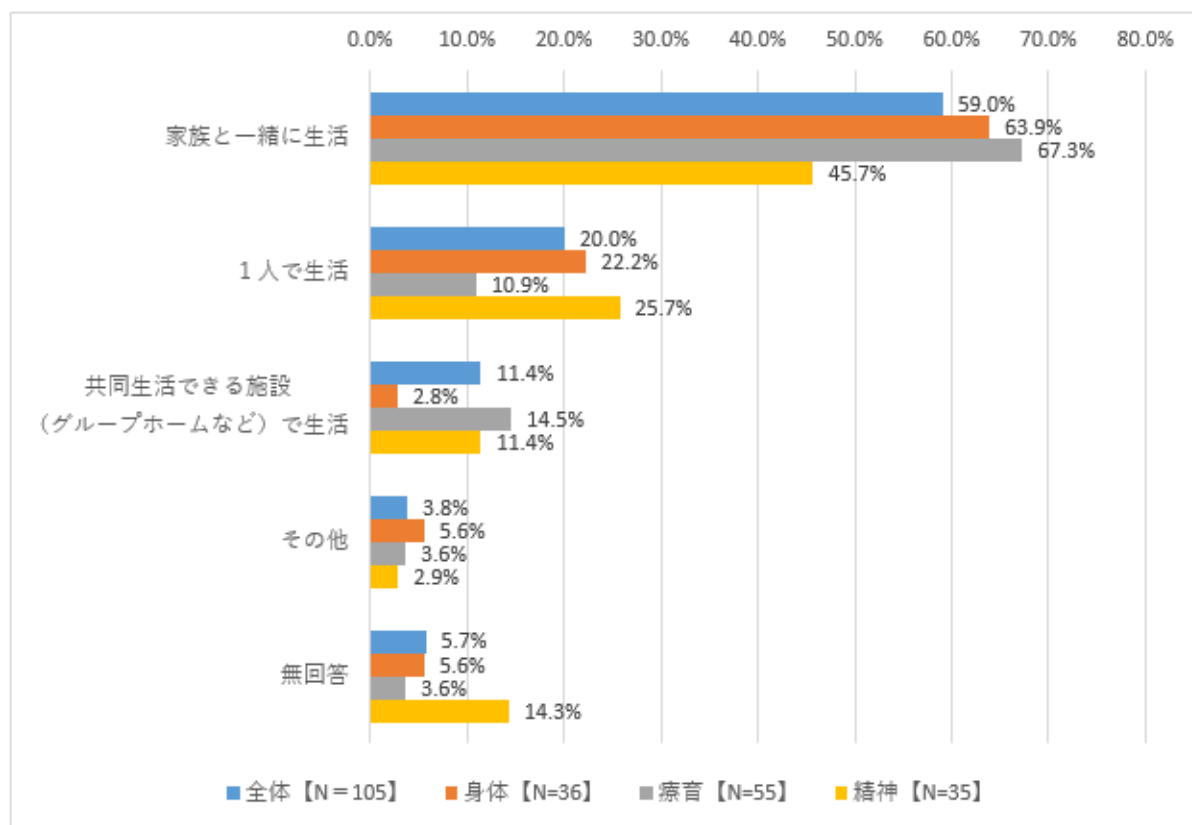
■ 回答者の属性（手帳）

身体障害者手帳所持者の等級については、「1級」が38.9%、「2級」が27.8%、「3級」が16.7%、療育手帳所持者の等級については、「A（重度）」が63.6%、「B1（中度）」が18.2%、「B2（軽度）」が18.2%、精神障害者福祉手帳所持者の等級については、「1級」が8.6%、「2級」が60.0%、「3級」が31.4%となっています。



■ 現在の生活について

現在生活している場所については、「家族と一緒に生活」が 59.0%、「1 人で生活」が 20.0%となっています。療育手帳所持者の方は、「家族と一緒に生活」が、精神保健福祉手帳所持者の方は、「1 人で生活」が、他の手帳所持者に比べ割合が高くなっています。

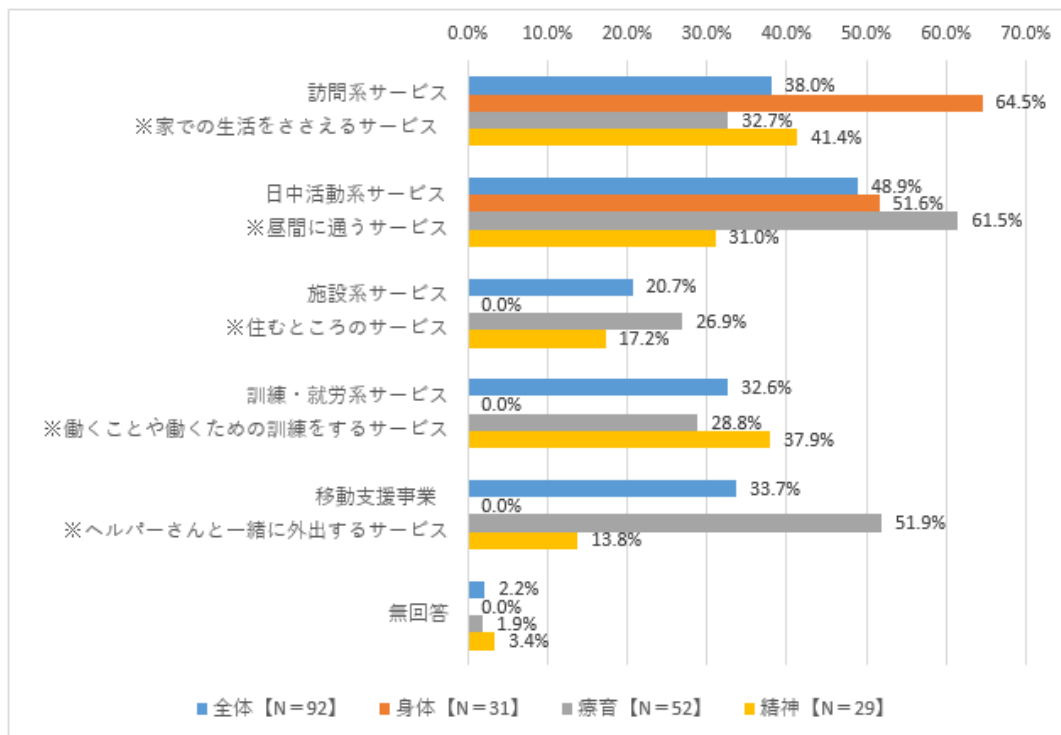


■ 現在利用しているサービス（複数回答）

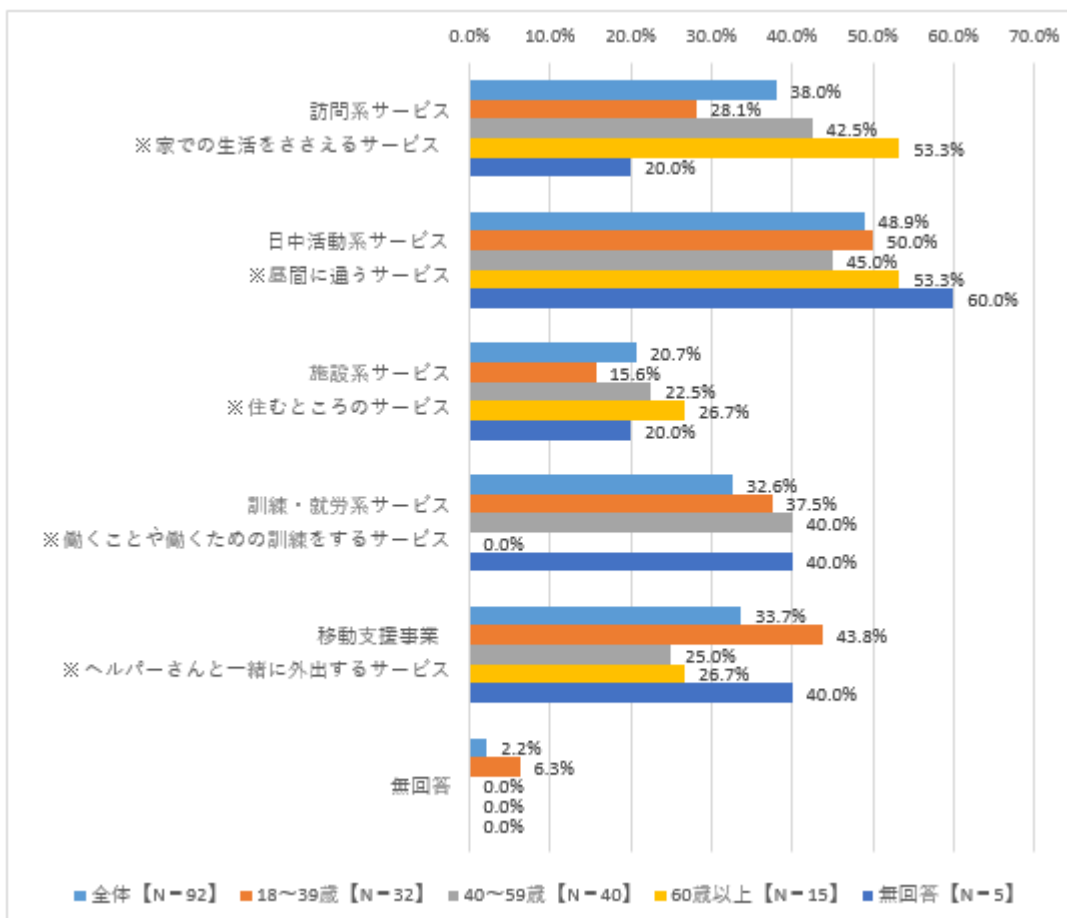
現在利用しているサービスは、手帳種類別では、「日中活動系サービス」が 48.9%、「訪問系サービス」が 38.0%、「移動支援事業」が 33.7%、「訓練・就労系サービス」が 32.6%、「施設系サービス」が 20.7%となっています。身体障害者手帳所持者の方、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は「訪問系サービス」が、療育手帳所持者の方は「日中活動系サービス」の割合が高くなっています。

年齢別では、18～39 歳は「日中活動系サービス」、「移動支援事業」、「訓練・就労系サービス」が、40～59 歳は「日中活動系サービス」、「訪問系サービス」、「訓練・就労系サービス」が、60 歳以上は「日中活動系サービス」、「訪問系サービス」の割合が高くなっています。

◆現在利用しているサービス（複数回答）【手帳種別】



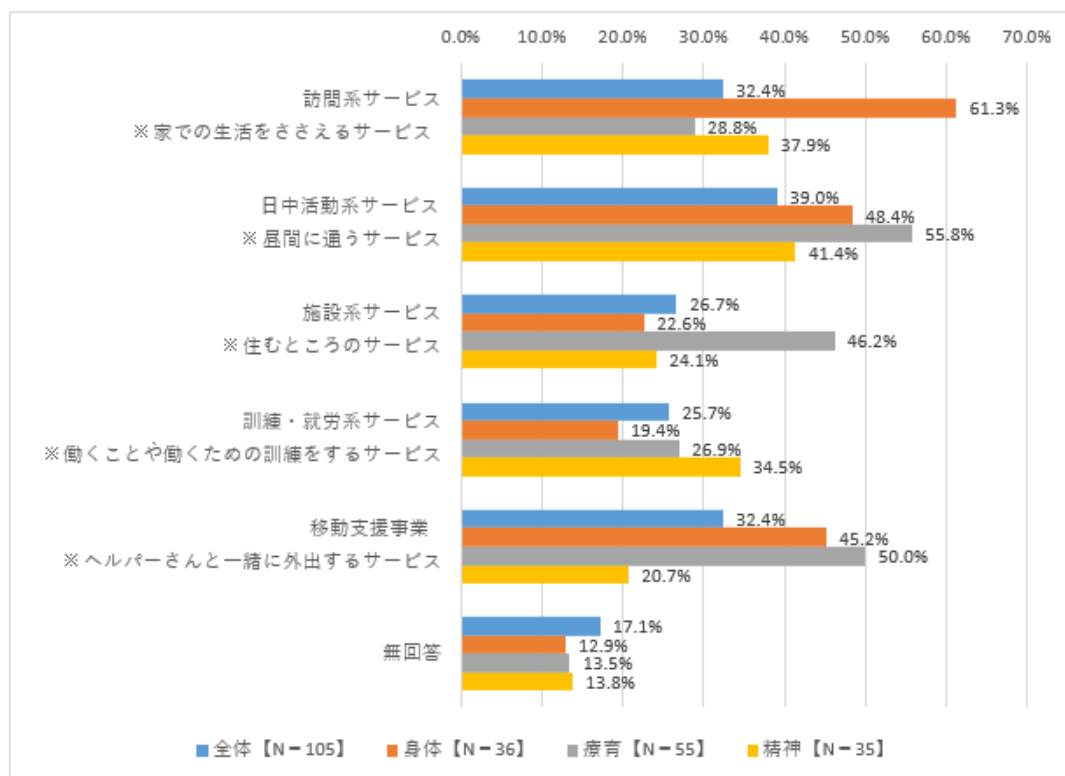
◆現在利用しているサービス（複数回答）【年齢別】



■ 今後3年以内に利用したいサービス（複数回答）

現在利用しているサービスと3年以内に利用したいサービスを比較したところ、身体障害者手帳所持者の方は、「施設系サービス」、「訓練・就労系サービス」、「移動支援事業」が、療育手帳所持者の方は「施設系サービス」が、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「移動支援事業」の希望が高くなっています。

各障がいにおいて、「施設系サービス」の希望が高まっていることから、グループホームなど住まいに対するニーズが高まっていると言えます。



◆ 現在利用しているサービスと3年以内に利用したいサービスの比較

	全体		身体		療育		精神	
	現在	3年以内	現在	3年以内	現在	3年以内	現在	3年以内
訪問系サービス	38.0%	32.4%	64.5%	61.3%	32.7%	28.8%	41.4%	37.9%
日中活動系サービス	48.9%	39.0%	51.6%	48.4%	61.5%	55.8%	31.0%	41.4%
施設系サービス	20.7%	26.7%	0.0%	22.6%	26.9%	46.2%	17.2%	24.1%
訓練・就労系サービス	32.6%	25.7%	0.0%	19.4%	28.8%	26.9%	37.9%	34.5%
移動支援事業	33.7%	32.4%	0.0%	45.2%	51.9%	50.0%	13.8%	20.7%
無回答	2.2%	17.1%	0.0%	12.9%	1.9%	13.5%	3.4%	13.8%

■ 生活で困っていること・不安なこと（複数回答）

生活で困っていること・不安なことについては、「将来的に生活する住まい、施設があるかどうか不安」が 45.7%、「自分の健康や体力に自信がない」が 40.0%、「家族など介護者の健康が不安」が 39.0%、「お金が足りない」が 27.6%となっています。

療育手帳所持者の方は、「将来的に生活する住まい、施設があるかどうか不安」、「家族など介護者の健康が不安」の割合が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の方は、「自分の健康や体力に自信がない」、「将来的に生活する住まい、施設があるかどうか不安」の割合が高くなっています。

	全体	身体	療育	精神
N=	105	36	55	35
困った時に相談できる人がいない	11.4%	11.1%	10.9%	17.1%
生活を支援してくれる人がいない	8.6%	11.1%	5.5%	14.3%
一緒に暮らす人がいない	7.6%	8.3%	3.6%	17.1%
働く場所がない	5.7%	8.3%	7.3%	5.7%
お金が足りない	27.6%	27.8%	25.5%	31.4%
趣味や生きがいが見つけれない	15.2%	13.9%	9.1%	25.7%
生活するうえで必要な情報が得られない	5.7%	2.8%	7.3%	2.9%
自分の健康や体力に自信がない	40.0%	38.9%	34.5%	54.3%
家族など介護者の健康が不安	39.0%	33.3%	49.1%	34.3%
一緒に暮らしている家族との関係	11.4%	8.3%	9.1%	8.6%
必要な時に診てくれる病院がない	2.9%	2.8%	5.5%	0.0%
将来的に生活する住まい、施設があるかどうか不安	45.7%	41.7%	58.2%	42.9%
生活に必要な福祉サービスが利用できない	3.8%	2.8%	7.3%	0.0%
特に困っていることはない	13.3%	25.0%	7.3%	17.1%
その他	14.3%	13.9%	10.9%	20.0%
無回答	1.0%	0.0%	1.8%	0.0%

■ 地域で生活するために必要なこと（5つまで回答）

地域で生活するために必要なことは、「安心して相談できる相談員や窓口があること」が51.4%、「主治医や医療機関が近くにあること」が41.0%、「生活するのに必要な収入があること」が40.0%、「食事の心配をしなくていいこと（配食サービス）」が37.1%となっています。

身体障害者手帳・療育手帳所持者の方は、「食事の心配をしなくていいこと（配食サービス）」、「昼間のサービスを提供する事業所に通えること」が、精神障害者保健福祉手帳所持者の方は、「安心して相談できる相談員や窓口があること」、「主治医や医療機関が近くにあること」の割合が高くなっています。

	全体	身体	療育	精神
N=	105	36	55	35
昼間の介護を頼める人がいること	17.1%	19.4%	20.0%	17.1%
夜間などの介護を頼める人がいること	23.8%	50.0%	32.7%	14.3%
主治医や医療機関が近くにあること	41.0%	44.4%	29.1%	62.9%
食事の心配をしなくていいこと（配食サービス）	37.1%	75.0%	49.1%	40.0%
掃除や洗濯などの家事の手伝いを頼める人がいること	30.5%	50.0%	32.7%	34.3%
昼間のサービスを提供する事業所に通えること	33.3%	69.4%	45.5%	31.4%
必要な時に数日間、施設に泊まりに行くサービス（短期入所）が利用できること	21.0%	47.2%	30.9%	14.3%
医療機関や事業所に通うための送迎が受けられること	21.9%	44.4%	29.1%	8.6%
外出の際に介助する人（ガイドヘルパー）を頼めること	22.9%	47.2%	30.9%	8.6%
安心して相談できる相談員や窓口があること	51.4%	61.1%	40.0%	71.4%
各種サービス利用や手続きを一括して頼めること	20.0%	25.0%	16.4%	25.7%
生活するのに必要な収入があること	40.0%	50.0%	32.7%	42.9%
お金の管理を安心して任せられること	16.2%	33.3%	21.8%	8.6%
近隣の人や地域の人が理解・協力してくれること	14.3%	25.0%	16.4%	11.4%
自分の居場所があること	25.7%	41.7%	27.3%	20.0%
安心して住み続けられる家があること	24.8%	36.1%	23.6%	22.9%
仲間と一緒に住める家（グループホームなど）があること	20.0%	50.0%	32.7%	2.9%
家族と一緒に暮らせること	21.9%	33.3%	21.8%	25.7%
分からない	2.9%	5.6%	3.6%	2.9%
その他	1.0%	0.0%	0.0%	2.9%

【18歳未満（まとめ）】

■ 回答者数

19人

■ 障がいの種類

①身体障害者手帳所持者：4人

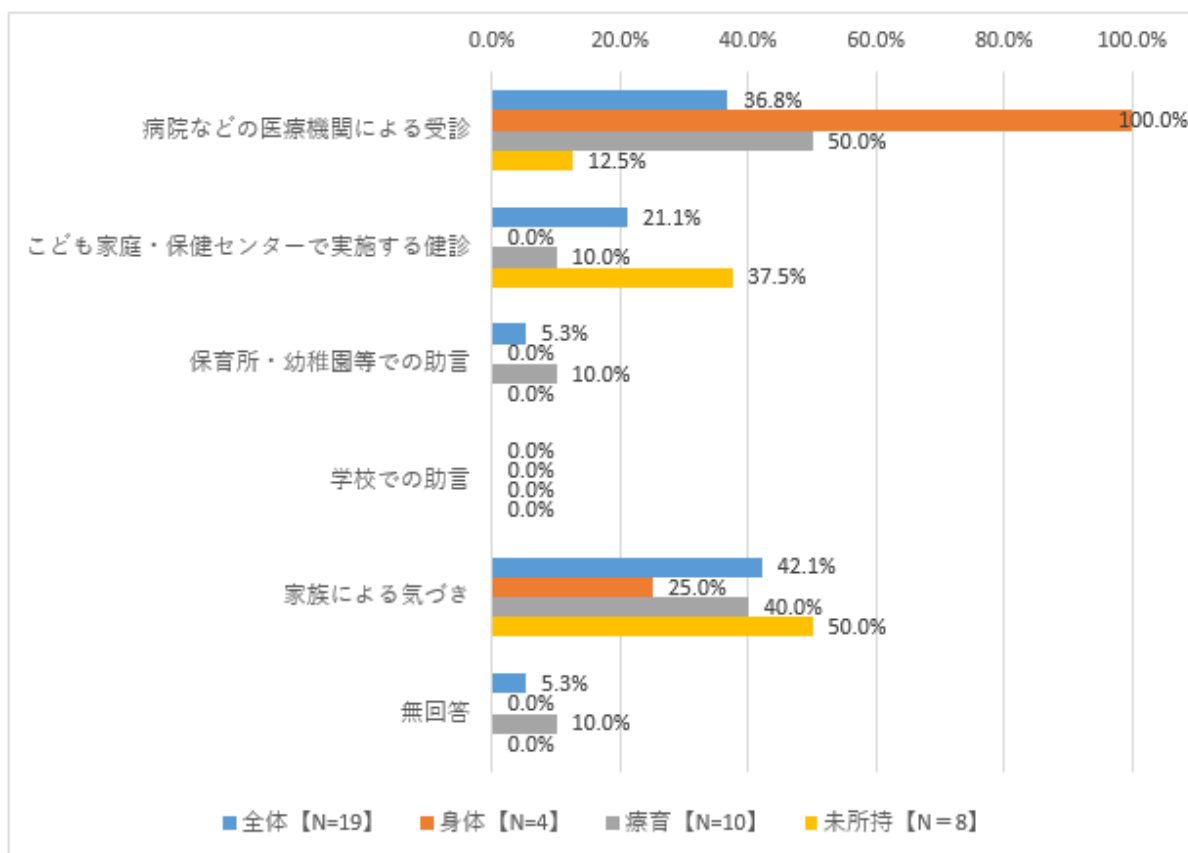
②療育手帳所持者の方：10人

③所持していない：8人

■ 障がいや発達課題に気づいたきっかけ（複数回答）

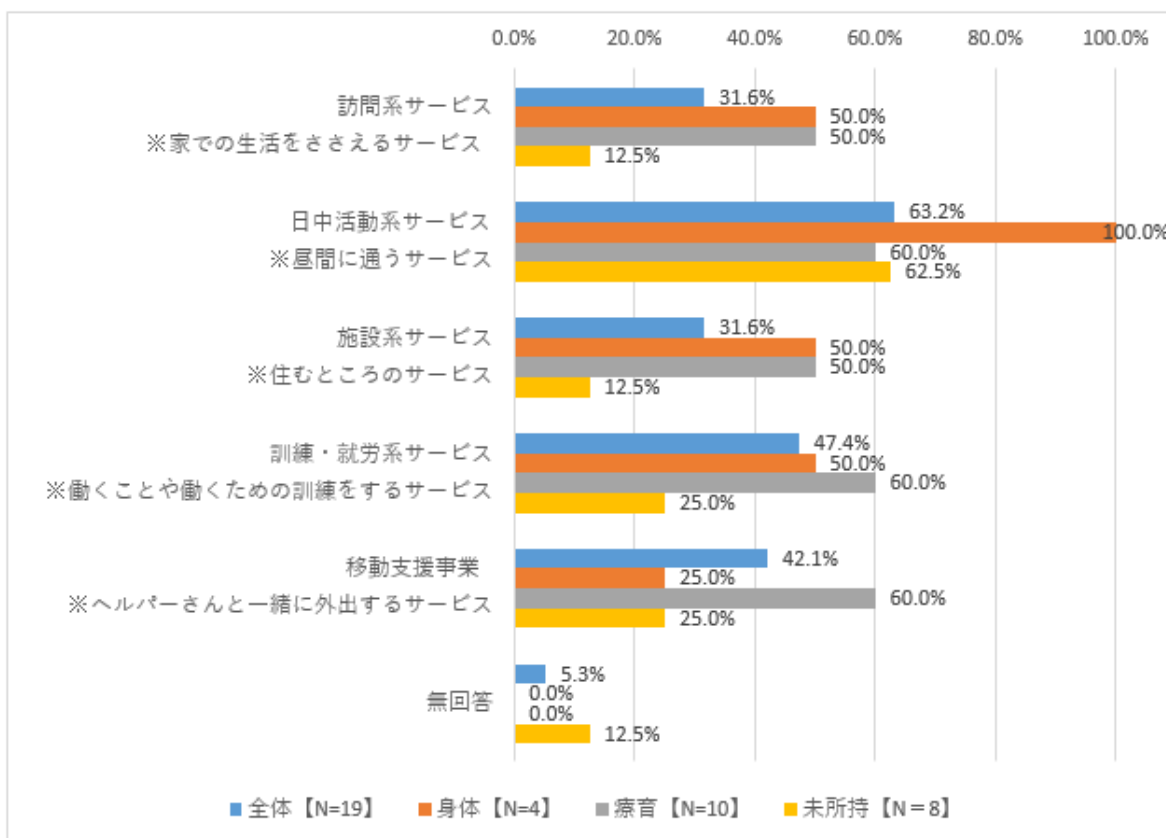
子どもの障がいや発達課題に気づいたきっかけを聞いたところ、「家族による気づき」、「病院などの医療機関による受診」の割合が高くなっています。

身体障害者手帳所持者の方は「病院などの医療機関による受診」が、療育手帳所持者の方は「病院などの医療機関による受診」、「家族による気づき」が、手帳未所持の方は「家族による気づき」、「こども家庭・保健センターで実施する健診」の割合が高くなっています。



■ 子どもが将来利用したい、または、子どもに将来利用して欲しいサービスの種類（複数回答）

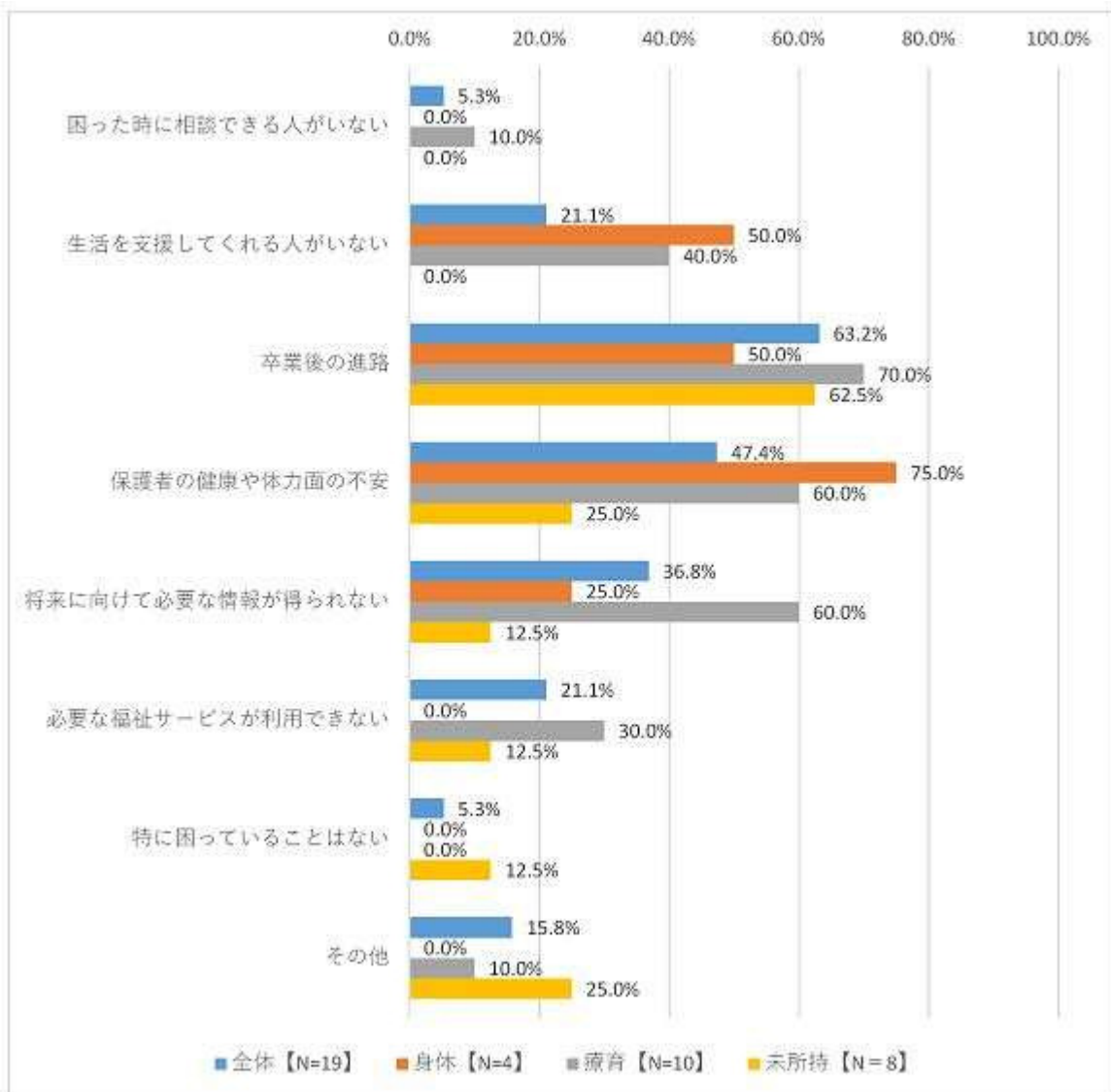
子どもが将来利用したい、または、子どもに将来利用して欲しいサービスの種類を聞いたところ、「日中活動系サービス」、「訓練・就労系サービス」、「移動支援事業」の割合が高くなっています。



■ 子どもや保護者の方が、現在の生活で困っていること・不安に思っていること
(複数回答)

子どもや保護者の方が、現在の生活で困っていること・不安に思っていることを聞いたところ、「卒業後の進路」、「保護者の健康や体力面の不安」、「将来に向けて必要な情報が得られない」の割合が高くなっています。

その他意見として、「将来学校等での集団生活になじめるのかどうか」、「希望する学校園に入学できるのかどうか」などがあります。



■ 子どもが将来地域で生活するために必要なこと（5つまで回答）

子どもが将来地域で生活するために必要なことは、「生活するのに必要な収入があること」が63.2%、「自分の居場所があること」が52.6%、「安心して相談できる相談員や窓口があること」が42.1%、「昼間のサービスを提供する事業所に通えること」が36.8%となっています。

	全体	身体	療育	未所持
N=	19	4	10	8
昼間の介護を頼める人がいること	10.5%	25.0%	10.0%	12.5%
夜間などの介護を頼める人がいること	5.3%	25.0%	10.0%	0.0%
主治医や医療機関が近くにあること	10.5%	0.0%	0.0%	25.0%
食事の心配をしなくていいこと（配食サービス）	21.1%	50.0%	40.0%	0.0%
掃除や洗濯などの家事の手伝いを頼める人がいること	15.8%	50.0%	30.0%	0.0%
昼間のサービスを提供する事業所に通えること	36.8%	50.0%	50.0%	25.0%
必要な時に数日間、施設に泊まりに行くサービス（短期入所）が利用できること	5.3%	25.0%	10.0%	0.0%
医療機関や事業所に通うための送迎が受けられること	15.8%	0.0%	20.0%	12.5%
外出の際に介助する人（ガイドヘルパー）を頼めること	10.5%	25.0%	10.0%	12.5%
安心して相談できる相談員や窓口があること	42.1%	25.0%	30.0%	50.0%
各種サービス利用や手続きを一括して頼めること	26.3%	25.0%	20.0%	37.5%
生活するのに必要な収入があること	63.2%	25.0%	60.0%	62.5%
お金の管理を安心して任せられること	31.6%	50.0%	40.0%	25.0%
近隣の人や地域の人が理解・協力してくれること	31.6%	0.0%	30.0%	37.5%
自分の居場所があること	52.6%	25.0%	40.0%	62.5%
安心して住み続けられる家があること	36.8%	25.0%	40.0%	25.0%
仲間と一緒に住める家（グループホームなど）があること	15.8%	25.0%	30.0%	0.0%
家族と一緒に暮らせること	15.8%	25.0%	10.0%	12.5%
分からない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

5 インタビュー調査の結果

■ 調査の目的

この調査は、芦屋市第7期障がい福祉計画等を策定するに当たり、現場で活動される団体やサービス提供事業所などを通じて、障がいのある人の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■ 調査対象

- 関係団体インタビュー：市内障がい者団体
 - ・ 芦屋市身体障害者福祉協会
 - ・ 芦屋市身体障害児・者父母の会
 - ・ 芦屋市手をつなぐ育成会
 - ・ 芦屋家族会
 - ・ あっとオーティズム
- サービス提供事業所等アンケート：市内サービス提供事業所
市内相談支援事業所

* 障がい福祉サービス事業所等

- ・ 居宅介護事業所
- ・ 生活介護事業所
- ・ 就労継続支援 A 型・B 型事業所
- ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス

* 相談支援事業所

■ 実施時期

令和5年7月～8月

■ 調査方法

アンケート調査 上記関係団体及び市内の全サービス提供事業所を対象に実施
インタビュー調査 上記関係団体

① 人材の育成と確保

【主な意見】

【事業所】

【課題】

- ・担い手不足が深刻。
- ・小規模の事業所は人員体制の整備や職員報酬等の支払いにより運営が圧迫されてしまう。
- ・人員の配置について基準上人数を満たしていても、実際の支援の場では人員に余裕がないように感じる。
- ・ハローワークでの求人募集、有料広告などいろいろ実施したが、応募はもちろん、問い合わせもない。
- ・人手不足により、職員に心配りできるゆとりも足りていない。

【支援・要望】

- ・福祉・介護職の魅力発信が必要。※実際にどのような仕事をしているかイメージできていない方もいると思うので、介護人材が集まるようなイベントを希望。
- ・人材確保のために福祉の仕事をもっと多くの高校生や大学生などに体験してもらえる機会が増えるといい。
- ・応募者の中に、「作業の見守りだけをすればいい」と簡単に考えている方がおり、実際の業務とのギャップに驚き辞退された方もいた。
- ・介護分野と違い、障がい分野の支援員は無資格・未経験でも勤務できると思われがちだが、サービスの質を高めるためにも国家資格や介護職員の初任者研修など基礎的な資格を取得することを推奨した方がいいと思う。
- ・2022年は介護事業者の倒産、廃業が過去最多。倒産等の理由として「人手不足倒産」も過去最多であったため、他人事ではないと感じる。何かしら対策をしなければ、事業所運営にも大きく影響してくるが、1事業所で実施するには限界がある。



課題

- 相談員および事業所の人材育成・確保支援
- 人材定着に向けた支援
- 専門的な知識や技術の習得の場の確保

② 相談支援

【主な意見】

【団体】

- ・サービスの利用者が増えているにもかかわらず、相談員は増えていない。
※もっと増えるように市の支援が必要
- ・相談員が定着するように支援して欲しい。
- ・相談員によって情報量（どれだけ地域資源を知っているか）に差があるように感じる。
- ・関係機関との連携、サービス内容の一層の充実を図って欲しい。
- ・子どもの発達障がいに関する相談が増えているが、その相談ニーズに応える体制としては十分ではないと感じる。専門的な相談支援ができるための工夫が必要。

【事業所】

- ・サービスを利用したくても計画相談がいっぱいですぐに利用できない場合があるため、相談員の増員が必要。
- ・市内に相談支援事業所が少なく、相談支援専門員が担当になってもらうまでに相当時間を要している。芦屋市は近隣と違いサービスの利用にはサービス等利用計画が必須となっているため、相談員を増やすか、セルフプランを認めるか、何かしら手法を講じる必要があると感じる。
- ・遠方のカンファレンスでは、オンラインを活用している。
- ・タブレットを活用し、訪問先でプランを作成している。



課題

- 相談員の人材育成・確保支援
- 相談支援事業所間及び関係する機関との連携強化・情報共有体制の構築
- 相談手法の多様化

③ 就労について

【主な意見】

【団体】

- ・芦屋市で就労できる場所が少ない（一般就労・福祉的就労問わず）。
- ・幅広く選択できるように、選択肢を増やして欲しい。
- ・就労継続支援 B 型は増えてきているが、一定の賃金がもらえる一般就労・就労継続支援 A 型がもっと増えればいい。
- ・市役所で障がい者雇用が増えているのはいいことなので、他にも受け入れられる部署がないか検討して欲しい。
- ・指定管理、業務委託をする業者を決める際に、障がい者雇用の有無を評価できるような仕組みを作って欲しい。
- ・イベントやコープでの授産品販売などいい取り組みをしていると思うので、さらなる取り組みを実施して欲しい。

【事業所】

- ・就労意欲が高まっているのか、就労移行支援、就労継続支援 B 型の利用が増えている。
- ・社会全体の受入体制が整備されていないと思う。
- ・一般就労を希望していても、希望する職種での募集がなく就職できない方が多い。
- ・障がい者枠で求人を出している企業は、過去から障がい者雇用に積極的な企業に限られていると感じており、新たに障がい者雇用に乗り出す企業はわずかなように感じる。
- ・一般就労として採用されても、理想と現実乖離が大きく福祉的就労に戻ってくる方もいる。
- ・事業所内だけではなく、施設外就労により就労の幅を広げ、実際に経験する機会を広げていきたい。
- ・一般就労に向けて、資格取得に向けた支援ができないか考えている。



課題

- 就労継続ができるための支援充実
- 働きやすい就労環境・就労形態の整備
- 障がい特性に応じた就労先の確保
- 就労先の開拓のための民間との連携強化

④ 地域生活を支えるために必要な支援

【主な意見】

<居場所・活動場所>

【団体】

・親の会が中心となり昨年度末から実施している「つむぐ広場（障がいのある人の夕方の居場所）」について、①職場・通所先以外の人と交流できるが、遅い時間帯までいることが可能な場所が少ない、②保護者の労力に頼るところが多いため負担が大きい、③交通の便の良い場所があればいい、と感じる。

・運動会や年末のつどいがなくなったので、それに代わるイベントがあればいい（市で実施できないのであれば、他の手法も含め検討できればと思う）。

・地域住民と障がいのある人の交流を図るための具体的な交流活動の企画提案が欲しい。

【事業所】

・居場所が欲しい（日中活動終了後の活動場所がない）。

<情報発信>

【団体】

・広報誌やホームページ、あしやネット、また SNS で発信していくのは幅広い周知の上で大変重要と感じる。特に芦屋市の未来を担う若い世代へ芦屋市の福祉施策を知ってもらうことで協力を得られるのではないか。

・今後も皆で工夫をしながら芦屋市の施策を外向きに広報できるようにしたい。

・情報入手、コミュニケーション手段について、その機会がどれくらい確保されているのか。もっと増やして欲しいという声はある。

・地域の方にも、障がいのある人がどのくらいいてどのように過ごしているのか、知ってもらえたらと思う。多様性社会の実現のため継続的な地域住民への理解、周知をお願いしたい。



課題

- 居場所・活動場所の確保
- 情報提供の充実
- 障がいへの理解促進のための広報活動の充実
- ボランティア等担い手の確保

⑤ 障がい福祉サービスの課題

【主な意見】

<訪問系サービス・移動支援（ヘルパーの利用）>

【団体】

- ・ある程度家族が介護しているケースが多いと思うが、親も歳を重ねていくため今後不安。
- ・ヘルパーの確保が難しく、かなり前から予約しておかなければ利用できない。急な対応が難しい。
- ・移動支援が利用できない（事業所不足、事業所の職員不足）。

<日中活動系サービス>

【団体】

- ・芦屋市内の通所先が少ない。
- ・送迎がない事業所は親にとって負担が大きいため選択しづらい。特に親が高齢になってくると送迎を親がするのも難しくなる。送迎に対する支援策は何かできないものか。
- ・学校に通学している間は放課後等デイサービスがあったが、成人になり通所後の居場所がない。

※これまで親も就労できていたが、通所後午後4時くらいに家に帰ってくるため、就労が難しい

- ・市内で重度の方が通所できる事業所が少ない。

【事業所】

- ・就労意欲が高まっているのか、就労移行支援、就労継続支援B型の利用が増えている。
- ・送迎付の事業所（特に生活介護）が少ない（送迎の為に親が仕事を継続できない）

<居住系サービス（グループホームなど）>

【団体】

- ・親が高齢になった際にはグループホームを利用させたいと考えている。
- ・グループホームの数が少ないため重点的に整備するよう取り組んで欲しい。市外にグループホームがあることは分かっているが、やはり「住み慣れた地域でいつまでも暮らす」ことができればという思いがある。
- ・グループホームを市内に誘致するなど、もっと充実させて欲しい。
- ・市内にある空き家をグループホームに活用できないか。市立の施設を建てることは難しいと理解しているが、例えば業者のあっせんや、空き家の持ち主にグループホームへの転用を促す、などの取組をして欲しい。

- ・短期入所の利用日数を増やしたいと思い支給量を増やしてもらったが、結局事業所が少ない・対応できないことが多いため利用できないことが多い。

【事業所】

- ・特に重度な方のグループホーム、短期入所が少ない。
- ・ひきこもりの方、8050問題（80代の親が50代の子を支援する）世帯の支援。
- ・親亡き後の生活。

<児童サービス>

【団体】

- ・年々放課後等デイサービスの利用者が増えていると聞いたが、需要と供給はマッチしているのか。
- ・現在芦屋市では放課後等デイサービスを新規開設したいと考えていても、総量規制のため開設できないと聞いているが、実態として市外の放課後等デイサービスに通所させているのであれば、総量規制についてももう少し柔軟に対応して欲しいと思う。
- ・放課後等デイサービスで単なる預かりになっている事業所があると聞いたことがある。
- ・今後社会に出ていくためにも、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を学べる事業所や交流会・勉強会があればいいと思う。

【事業所】

- ・放課後等デイサービスの利用が増えている（ただし、定員がいっぱい、職員不足等で受け入れが難しい）。
- ・不登校などの相談も増えている。



課題

- 利用者のニーズに応じたサービス提供の充実（サービスの需要と供給のアンマッチ）
- 生活の場、日中活動の場の確保
- 親の高齢・親亡き後の支援
- グループホームの充実